

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成19年10月23日付けで、以下の保有個人情報開示請求を行った。

① ○○（以下「当該事業所」という。）の

ア 実地調査において、開示請求者分の調査内容の結果として介護保険課が開示請求者に対して「訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付けるその証拠となる公文書。（以下「請求内容1-1」という。）

イ 監査において、開示請求者分の実地検査内容の結果として介護保険課が「開示請求者に対して訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付けるその証拠となる公文書。（以下「請求内容1-2」という。）

② 当該事業所への平成18年12月・平成19年1月18日・平成19年2月28日・3月5日に実施した実地検査の開示請求者に関わる一切の書面。（以下「請求内容2」という。）

③ 開示請求者が平成18年5月17日介護保険課△△が開示請求者の申立書において回答した回答書面に対し、開示請求者が平成18年6月16日付け質問趣意書を介護保険課△△へ提出し、その回答として平成18年6月21日発信元△△が開示請求者に対してFAXにて回答した「質問趣意書については5月17日に回答した事項が全てです」と通知した開示請求者への指示書・稟議書・議事録あるいはメモ。開示請求者に再度通知するまでの決裁書面。（以下「請求内容3」という。）

④ 平成19年6月12日早朝8時より介護保険課会議室にて開示請求者の同年5月23日付け質問書において、回答したその書面を開示請求者へ通知するまでの指示書・稟議書・議事録・メモ。尚、当日△△は開示請求者あての回答書について、「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」と説明しており、開示請求者には記録がある。（以下「請求内容4」という。）

⑤ 開示請求者からの平成19年6月12日付け異議申し立て書の補正・6月20日付け異議

申し立て書の補正の補足・7月4日付け通知書・7月11日付け質問書及び7月21日付け通知書に対し、回答書を平成19年8月3日付け「県の考え」として開示請求者へ通知するまでの、指示書・稟議書・議事録・メモ。(以下「請求内容5」という。)

- ⑥ 平成19年6月12日早朝8時より介護保険課会議室にて開示請求者の説明・苦情・根拠等に対し、介護保険課△△・□□が都度介護保険課のノートに記載した開示請求者の情報。(以下「請求内容6」という。)
- ⑦ 平成19年10月22日午前10時より、公文書開示請求に出向いた開示請求者の説明・根拠等に対し、介護保険課△△が都度介護保険課のノート(見開き左半分)の中折り左中段からノートに記載した開示請求書の情報。(以下「請求内容7」という。)

これに対し、実施機関は、平成19年11月22日付け介保第268号で一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成19年12月24日付けで異議申立てがなされたものである。

## (2) 異議申立ての趣旨

「異議申立てに係る処分《のうち請求内容1-1, 2, 3, 6及び7の文書不存在とし、非開示とした部分, 又, 請求内容1-2の真正書面でない公文書を不開示情報とし、非開示とした部分, さらに全部開示とし、失当した請求内容4及び5の公文書を開示した》を取り消し、公開するとの決定を求める。」というものである。

## (3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

### ア 請求内容1-1について

- a 申立人は、請求内容1-1と「全く同じ内容」の公文書について、まず最初に「情報開示請求」の開示請求をし、その結果、「平成19年11月7日付け介保第254号の不開示決定通知書」の回答を受け取った。その理由には『情報公開条例第7条第1号の規定「特定の個人を識別できる個人に関する情報」』を不開示情報として存否応答拒否とした。

情報開示において不開示とした理由が「特定の個人」であり、その「特定の個人」が申立人と判明しているのであれば、個人情報においては開示されるべきものであるのに、個人情報ですら開示されないものとなった。

「特定の個人」が申立人であることを県自ら説明しておきながら、「情報公開」では存否応答拒否とし「個人情報の開示」では公文書不存在としている。適切でない。公文書が存在しないという回答は、虚偽回答である。

- b 請求内容1-1の文言・言葉は、介護保険課△△の平成18年5月17日付け申立人に対する回答書の一部引用そのままであり、公務員△△の意思決定書面である。公文書の存在は明らかである。
- c 条例第15条により「裁量的開示義務」がある。保有個人情報の訂正請求権を確保

するために、裁量的開示を求める。

- d 条例第13条第2号のウ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」の規定のうち、申立人の母への訪問について、申立人が拒否しているため訪問できなかつたとする当該事業所の虚偽回答を介護保険課△△へ報告していることへのその事実が相違することの「苦情・相談」であり、まさに当該公務員△△が申立人の「苦情・相談」を精査していない職務遂行の内容に係る部分であり、未だ文書を作成していないのであれば、作成する義務がある。

イ 請求内容1-2について

- a 「情報開示請求」の「平成19年11月7日付け介保第254号の不開示決定通知書」においては、「全く同じ内容」の開示請求について、介護保険課は『情報公開条例第7条第1号の規定「特定の個人を識別できる個人に関する情報」』を不開示情報として「存否応答拒否」とした。「全く同じ公文書」でありながら、情報公開では存否応答拒否、個人情報開示では真正の公文書があるかのごとくその名称等を明記し、条例第13条第7号（事務事業情報）のアを不開示情報とした。

請求内容1-1の「特定の個人」は、監査の実地調査の結果と差し替えたため、「特定の個人」は請求内容1-2においても申立人に限定される。

しかし、介護保険課は請求内容1-2の「特定の個人」が申立人に限定されながらも、「条例第13条第7号（事務事業情報）のア」の規定で不開示情報とした。条例の不開示情報の規定すら「情報公開条例第7条第1号（個人情報）」と「個人情報保護条例第13条第7号（事務事業情報）のア」の相違する規定を不開示情報とした。全く適切でなく、違法である。請求内容1-2の「当該事業所からの平成18年12月5日付け報告書（以下「12月5日付け報告書」という）」は、監査における公文書ではない。平成18年3月と5月の実地指導による改善命令等における回答書であり、その報告書を受けて監査したとして、差し替えている。よって、真正書面の開示義務がある。

つまり、介護保険課は、請求内容1-1と請求内容1-2の文書の名称及び開示しない回答理由を入れ替えている。そうする理由は、監査による不作為を回避するためである。公務員△△の職務上の意思決定による通知であれば、事後において公文書を作成する義務があり、かつ、不作為による監査を見直す義務がある。

- b 平成18年5月18日以降、平成19年2月28日までのその期間の間には実地調査・実地検査（監査）は存在しなかつたものである。何の着手もない。12月5日付け報告書は監査の報告書として存在するはずがない。

県は、監査と実地調査を差し替え、行政処分を免れさせているものであり、故意に「正確な事実の把握を困難にするものである」とする不開示情報に該当させ、正確な事実の把握を隠蔽し、内部処理したものである。

その結果、「違法・不当な行為、若しくはその発見を困難にするおそれ」について利益を共有したものである。県の主張する「条例第13条第7号（事務事業情報）の

ア」は恣意的判断である。法的保護に値しない。

- c 条例第15条により「裁量的開示義務」がある。保有個人情報の訂正請求権を確保するために、裁量的開示を求める。

ウ 請求内容2について

- a 諮問保第7号の3において、「全く同じ内容」の開示請求であるが、介護保険課は、条例第13条第3号（法人等情報）のア「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することになる」を不開示情報として存否応答拒否とした。

両方とも個人情報の開示であり、かつ、同じ内容の開示請求でありながら、一方では公文書不存在とし、他方では存否応答拒否としている。違法・不当である。

- b 監査の「12月5日付け報告書」がその公文書の名称として存在しているのであり、「取得・作成していない」とする説明は明らかに矛盾だらけである。
- c 諮問保第7号の開示請求文書3においては、全く同じ内容でありながら、条例第13条第3号（法人等情報）のアをもって不開示とし、「存否応答拒否」とした。両方とも同じ個人情報でありながら、不開示理由と公文書不存在は全く結合しない。

エ 請求内容3について

- a 同じ個人情報の「平成19年10月10日付け介保第210号」において、同じ類型でありながら、全部開示として「苦情申立書に対する回答について（伺い）」（平成18年5月16日決裁）として、「公文書の存在がある」としている。

また、平成18年6月21日発信△△が異議申立人に対してFAXにて回答した「質問趣意書については5月17日に回答した事項が全てです」と通知する行為は、公務員△△の意思決定そのものである。公文書が存在しなければならない。

- b 事後において公文書を作成し、開示する義務がある。
- c 県の処分理由説明は、「取得・作成していない」として、不開示としている。鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号。以下「規則」という。）では、「30 その他の事務（3）」であれば課長決裁が必要である。よって「取得・作成していない」はずがない。

オ 請求内容4について

- a 「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」でありながら、知事決裁の公文書ではない。
- b 申立人は、公務員△△が説明した言葉をそのまま開示請求しているだけのことであり、条例の保護の問題ではない。
- c 介護保険法（平成9年法律第123号）において、監査による行政処分は「都道府県知事」が行う。都道府県ではない。よって、5月23日付け質問書はその決裁を知事において受けるものであり、△△自身「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」と申立人に説明している。規則別表第1の「30 その他の事務（2）」であり、課長決裁ではなく、部長決裁である。
- d 介護保険課が回答した平成19年6月12日早朝8時からの開示請求者の同年5月23

日付け質問書は、当該事業所の監査における行政処分についての異議申立人に係る質問書である。実地検査の質問書ではない。

- e 条例第13条の「裁量的開示義務」により『当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分』に該当し、職務遂行の整合性のため、公務員△△の説明した文言のとおり、知事の決裁書面を開示する義務がある。

カ 請求内容5について

- a 「県の考え」としながら、知事決裁の公文書ではない。よって、知事の決裁書面を求める。
- b 平成19年8月3日付けの申立人への通知書は、その書面における回答者が「介護保険課」である。その回答書において「県の考え」と題字してあるのであり、「県の考え」とは鹿児島県知事の考えである。同一書面に介護保険課が「県の考え」と使い分けている。

実施機関と県は、全く相違する。

- c また、異議申立ては当該事業所の行政処分について鹿児島県に対する異議申立てであり、△△は行政手続法による通常の申立てであるかの確認を申立人に対して2度行っている。

このことから、規則別表1「1 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）の施行に関する事務（14）審査請求又は異議申立てに対する措置の決定」に準用される。その結果、決裁者は鹿児島県知事である。

キ 開示請求6について

- a 介護保険課は、不開示理由において『開示請求に係る文書』と認めており、単なるメモ書きではない。
- b 平成19年6月12日早朝8時より申立人一人に対し介護保険課から三名の組織の人間が出席しているのであり、組織的に用いるものではないという理由は否定される。
- c 最高裁での「備忘録やメモは個人的な手控えの域を超えた公文書」との判例がある。
- d 「組織的に用いておらず」という説明には矛盾がある。鹿児島県庁内3階介護保険課会議室という公務員の職務において組織的に用いていないと説明するが、そのノートを県民への回答に対して記述するという合理性のある行為を、それが個人用のノートであると言い訳する主張において、条例の適用を受ける文書には該当しない、とする論理には結合しない。

ク 開示請求7について

- a 介護保険課は、不開示理由において『開示請求に係る文書』と認めており、単なるメモ書きではない。
- b 介護保険課から△△及び□□が出席しているのであり、組織的に用いるものではないという理由は否定される。
- c 最高裁での「備忘録やメモは個人的な手控えの域を超えた公文書」との判例があ

る。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 開示請求1-1について

当該開示請求内容にある「実地調査」は「実地指導」として特定し、県が実施した平成18年3月及び5月の当該事業所に対する実地指導における公文書を探索したが、当該開示請求に対応する公文書は取得・作成していないため、不開示としたものである。

#### (2) 開示請求1-2について

条例第13条第7号のアにおいて、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報については不開示とすることとされている。

対象保有個人情報である12月5日付報告書は、監査において当該事業所から提出されたものであるが、開示されることとなると、今後の監査において介護保険施設等に報告書の提出を求めた場合に、正確な事実の報告がなされないおそれがあり、正確な事実の把握を困難にするものである。

また、違反事例等の詳細な報告等を開示することは、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになり、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものであることから不開示としたものである。

#### (3) 開示請求2について

実施機関である介護保険課は、当該事業所に対し、平成19年1月18日、同年2月28日及び3月5日に実地検査を行っているが、当該実地検査において、異議申立人に関する情報は取得・作成していないため、該当する公文書は存在せず、不開示としたものである。

#### (4) 開示請求3について

当該開示請求文書に対応する公文書は、取得・作成していないため存在せず、不開示としたものである。

#### (5) 開示請求4について

当該開示請求文書に対応する文書として、開示した「質問書の回答について(伺い)」(平成19年6月12日付け決裁文書。以下「開示文書A」という。)は、請求内容に基づき公文書を特定し、全部開示している。

なお、異議申立人は、異議申立書において、知事決裁のある公文書を求めているが、当該公文書については、規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の

規定に基づき、課長決裁により処理しているところである。

(6) 開示請求5について

当該開示請求文書に対応する文書として、開示した「異議申立書の補正等の回答について(伺い)」(平成19年8月3日付け決裁文書。以下「開示文書B」という。)は、請求内容に基づき公文書を特定し、全部開示している。

なお、異議申立人は、異議申立書において、知事決裁のある公文書を求めているが、当該公文書については、規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の規定に基づき、課長決裁により処理しているところである。

(7) 開示請求6について

条例第2条第3項において、「『保有個人情報』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(鹿児島県情報公開条例(平成12年度鹿児島県条例第113号)第2条第2項に規定する公文書をいう。)に記載されているものに限る。」と規定されている。

開示請求のあった文書は、職員が個人用ノートに自らの便宜のために、備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたものである。

(8) 開示請求7について

条例第2条第3項において、「『保有個人情報』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(鹿児島県情報公開条例(平成12年度鹿児島県条例第113号)第2条第2項に規定する公文書をいう。)に記載されているものに限る。」と規定されている。

開示請求のあった文書は、職員が個人用ノートに自らの便宜のために、備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたものである。

#### 4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年1月16日	諮問を受けた。
2月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月27日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
3月13日	異議申立人から意見書を受理した。
5月26日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)

8月25日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
10月2日	諮問の審議を行った。
10月22日	諮問の審議を行った。
11月20日	諮問の審議を行った。
12月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

当審査会は、本件請求内容について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 請求内容1-1について

(ア) 本件対象保有個人情報について

a 実地指導及び実地調査について

介護保険法に基づく介護保険施設等への実地指導及び実地調査については、「鹿児島県介護保険施設等指導及び監査実施要領（以下「監査実施要領」という。）」に定められている。

監査実施要領によれば、「実地指導」とは、実施機関が毎年度定める指導調書により関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものである。また、「実地調査」とは、原則として監査を実施する前に、介護給付費請求書による書面審査を行う事前調査の一手法であり、「必要と認められる場合には介護給付等を受けた要介護者又は要支援者に対する実地調査を行う」と定められている。

実施機関は、当該事業所に対して平成18年3月27日及び5月11日の2回の「実地指導」は行ったが、「実地調査」は行っていないと主張している。

b 対象保有個人情報の特定について

上記aから、実施機関が、異議申立人の請求内容を、実地調査ではなく実地指導における異議申立人に係る保有個人情報と読み替えて特定したことに、特段不自然な点は認められない。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、平成18年3月及び5月に県が実施した当該事業所に対する実地指導において、当該開示請求に対応する個人情報は取得・作成していないため存在しないと主張している。

これに対し、異議申立人は、「請求内容1-1の通知文の文言・言葉は、介護保険課△△の平成18年5月17日付け申立人に対する回答書の一部引用そのままであり、公務員△△の意思決定書面である。公文書の存在は明らかである。」と主張している。

そこで、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、平成18年3月27日及び5月11日の2回の「実地指導」に関する公文書の中に、5月17日付け回答書の記載内容を証明する書面の存在は確認されなかった。

よって、請求内容1-1に係る保有個人情報については取得又は作成していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、本件保有個人情報の不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 文書の作成義務について

異議申立人は、「未だ文書を作成していないのであれば、作成する義務がある。」旨を主張しているが、条例第11条の規定に基づく開示請求権は、あくまでも自己に関する保有個人情報を開示することを求める権利であり、新たに保有個人情報の作成を請求する権利ではない。このことから、実施機関には、条例第14条の部分開示及び第22条第1項の特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに保有個人情報を作成又は加工する義務はない。

なお、異議申立人が主張の根拠としている条例第13条第2号のウは、文書の作成義務について定めたものではない。

(エ) 裁量的開示義務について

異議申立人は、保有個人情報の訂正請求権を確保するために裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記(イ)のとおり本件保有個人情報は存在せず、実施機関が条例第16条に基づく裁量的開示を行わなかったことについて検討する余地はない。

イ 請求内容1-2について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容について

請求内容1-2は、監査において、実施機関が「当該事業所は異議申立人に対して訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付けた根拠となる個人情報の開示を求めるものであると考えられる。

実施機関は、請求内容から、監査の一環として任意で提出された12月5日付け報告書を本件対象保有個人情報と特定し、条例第13条第7号アに該当するため不開示とした。

これに対して、異議申立人は「介護保険課は、請求内容1-1と請求内容1-2の文書の名称及び開示しない回答理由を入れ替え」ており、「監査と実地調査を差し替え、行政処分を免れさせているものであり、故意に『正確な事実の把握を困難にするものである』とする不開示情報に該当させ」ていると主張している。

(イ) 対象保有個人情報の特定について

監査実施要領では、監査方法等として「指定基準違反等の確認について必要があると認められるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。」と定められている。

このことから、監査の一環として当該事業所から任意に提出された12月5日付け報告書を対象保有個人情報として特定したことに不自然な点は認められない。

(ウ) 条例第13条第7号該当性について

a 条例第13条第7号について

条例第13条第7号本文は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公

共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。これは、開示請求の対象となる保有個人情報に、県の機関の事務又は事業に関する情報が含まれている場合は、これらの情報を開示することによって、公共の利益が損なわれたり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことのないようにする必要があることから、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件について定めたものである。

b 条例第13条第7号該当性について

本件対象保有個人情報である12月5日付け報告書は、実施機関が行う監査の一環として取得した文書であることから、同号本文の「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号アでは「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定している。

この監査等に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報及び試験問題等のように、事前に開示すれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報については、不開示とするものである。また、事後であつても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものも該当し得ると考えられる。

本件対象保有個人情報は、実施機関が、監査の一環として当該事業所に提出を求めたものであるが、監査において任意で提供される情報には、第三者には知らされないという信頼関係のもとで提供される情報もあり、そのような情報が無制限に第三者に開示されることとなると、今後、相手方が守秘的な姿勢を示すなど、任意の協力が得られなくなり、県の行う監査業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくるのが十分に予想される。

以上のことから、本件対象保有個人情報が開示されることとなると、監査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報を条例第13条第7号アに該当するとして不

開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 請求内容2について

(ア) 本件対象保有個人情報について

請求内容2は、実施機関が、当該事業所に対して平成18年12月・平成19年1月18日・2月28日・3月5日に実施した実地検査に係る書面のうち、開示請求者に関わる一切の書面を求めるものであると考えられる。

なお、監査実施要領では、実地検査とは「当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う」ことであると規定されている。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、当該事業所に対する実地検査について、平成18年12月には行っておらず、また、平成19年1月18日、2月28日及び3月5日に行ってはいるものの、異議申立人に関する情報は取得・作成していないため、該当する保有個人情報は存在しないと説明している。

一方、異議申立人は、「監査の『12月5日付け報告書』がその公文書の名称として存在しているのであり、『取得・作成していない』とする説明は明らかに矛盾だらけである」と主張している。

そこで、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、請求内容2に対応する保有個人情報は確認されなかった。

また、異議申立人の主張する12月5日付け報告書についても、実地検査において取得したものであるとは確認できなかった。

したがって、請求内容2に係る個人情報は取得又は作成していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、保有個人情報の不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 請求内容3について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容3は、平成18年6月21日に実施機関が異議申立人に対してFAXで回答した「質問趣意書については5月17日に回答した事項が全てです」との内容に係る決裁書面等の開示を求めるものである。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

請求内容3について、実施機関は「当該開示請求文書に対応する公文書は、取得・作成していない」と主張している。

これに対して、異議申立人は、「平成18年6月21日発信△△が異議申立人に対してFAXにて回答した「質問趣意書については5月17日に回答した事項が全てです」と通知する行為は、公務員△△の意思決定そのものである。公文書が存在しなければならぬ。」とし、「規則では、「30 その他の事務(3)」であれば課長決裁が必要である。よって「取得・作成していない」はずがない。」と主張している。

そこで、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公

文書を確認させたところ、請求内容3に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

したがって、請求内容3に係る個人情報については取得又は作成していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、本件保有個人情報の不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 文書の作成義務について

上記アの(ウ)で述べたとおり、実施機関には条例第14条の部分開示及び第22条第1項の特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに保有個人情報を作成又は加工する義務はない。

オ 請求内容4について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容4は、実施機関が異議申立人に送付した平成19年6月12日付け回答書に関する決裁書面等を求めるものである。

これを受けて、実施機関は開示文書Aを対象保有個人情報と特定して開示したが、異議申立人は『保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている』でありながら、知事決裁の公文書ではない。」として異議を申し立てている。

(イ) 本件対象保有個人情報の特定について

請求内容4の前段本文には「平成19年6月12日早朝8時より介護保険課会議室にて開示請求者の同年5月23日付け質問書において、回答したその書面を開示請求者へ通知するまでの指示書・稟議書・議事録・メモ。」と記載されており、なお書きとして「尚、当日△△は開示請求者あての回答書について、『保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている』と説明しており、開示請求者には記録がある。」と記載されている。

このことから、なお書き部分に「知事まで決裁を受けた」等の記載があるものの、実施機関が本文の記載内容から対象保有個人情報を開示文書Aと特定したことに不自然な点は見られない。

さらに、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、開示文書Aのほかに請求内容4に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

よって、開示文書Aを対象保有個人情報として特定し、開示した実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 裁量的開示義務について

異議申立人は、「職務遂行の整合性のため、公務員△△が説明した文言のとおり、知事の決裁書面を開示する義務がある」旨主張し、裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、本件保有個人情報が既に開示されていることは上記のとおりであり、実施機関が条例第16条に基づく裁量的開示を行わなかったことについて検討する余地はない。

なお、異議申立人の主張する「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とは、条例第13条第2号ただし書きアを指すものと思われるが、当該規定は裁量的開示に関するものではない。

カ 請求内容5について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容5は、実施機関が異議申立人に通知した平成19年8月3日付け「県の考え」に関する決裁書面等を求めるものである。

これを受けて、実施機関は開示文書Bを対象保有個人情報と特定して開示したものであるが、異議申立人は「『県の考え』としながら、知事決裁の公文書ではない。よって、知事の決裁書面を求める。」として異議を申し立てている。

(イ) 本件対象保有個人情報の特定について

実施機関は、異議申立人から提出された当該事業所に関する異議申立書については、異議申立人に対して行政処分を行っておらず、当該異議申立書については行政不服審査法に基づく異議申立てとは捉えず、介護保険施設等の利用者の家族からの苦情・相談として取扱い、当該異議申立書に対する回答については、その重要度から規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の規定に基づき、課長決裁により処理したと説明している。

これに対して、異議申立人は、開示文書B以外に知事決裁の公文書が存在すると主張しており、その理由を「規則別表1の「1 地方自治法の施行に関する事務(14) 審査請求又は異議申立てに対する措置の決定」に準用される。その結果、決裁者は鹿児島県知事である。」と主張しているが、異議申立人の主張する規定は、地方自治法第231条の3第7項(督促、滞納処分等)、第238条の7第1項から第4項(行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て)、第243条の2第6項(職員の賠償責任)、第244条の4第1項から第4項(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)、第255条の2及び第255条の3第2項並びに第3項(補足)に係る審査請求又は異議申立てに対する措置の決定に関する規定である。

そうすると、実施機関が対象保有個人情報として開示文書Bを特定したことについて不自然な点は見られない。

さらに、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、開示文書B以外に請求内容5に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

よって、開示文書Bを対象保有個人情報として特定し、開示した実施機関の判断は妥当である。

キ 請求内容6について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容6は、実施機関の職員が平成19年6月12日早朝8時より異議申立人の応対を行った際に介護保険課のノートに記載した異議申立人に関する情報の開示を求

めるものである。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、本件請求内容は職員が個人用ノートに自らの便宜のために、備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としている。

これに対して、異議申立人は「介護保険課から三名の組織の人間が出席しているものであり、組織的に用いるものではないという理由は否定される」などと主張している。

開示請求の対象については、条例第11条において「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、「保有個人情報」とは、条例第2条第3項において「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と規定されている。

また、「公文書」については、鹿児島県情報公開条例第2条第2項において「「公文書」とは、実施機関の職員（鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社（以下「公社」と総称する。）にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

なお、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用、保管又は保存されている状態のものと考えられる。

そうすると、実施機関が説明するように、組織的に用いられておらず、実施機関が保有していない個人のメモについては、保有個人情報ではなく、開示請求の対象とならないとする実施機関の説明に不自然な点は見られない。

また、念のため、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、請求内容6に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

したがって、請求内容6について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 異議申立人の主張する最高裁判例について

異議申立人は、最高裁判例（平成19(シ)424）を引用し「備忘録やメモは個人的な手控えの域を超えた公文書」と主張するが、当該判例は犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第13条に基づき作成した備忘録に対する刑事訴訟

法(昭和23年法律第131号)第316条の26第1項の証拠開示命令に関するものであり、本県の個人情報保護制度とは別の問題であり、当審査会の判断に影響するものではない。

また、当該判例の要旨は「公務員がその職務の過程で作成するメモについては、専ら自己が使用するために作成したもので、他に見せたり提出することを全く想定していないものがあることは所論のとおりであり、これを証拠開示命令の対象とするのが相当でないことは所論のとおりである」とした上で、証拠開示請求の対象となるものもあり得ることを説明したものであり、公務員の作成した備忘録等が当然に公文書であるとの趣旨ではない。

ク 請求内容7について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容7は、実施機関の職員が平成19年10月22日午前10時より異議申立人の対応を行った際に介護保険課のノートに記載した異議申立人に関する情報の開示を求めるものである。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、本件請求内容は職員が個人用ノートに自らの便宜のために、備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としている。

これに対して、異議申立人は「介護保険課から三名の組織の人間が出席しているのであり、組織的に用いるものではないという理由は否定される」などと主張しているが、上記キの(イ)で述べたとおり、組織的に用いられておらず、実施機関が保有していない個人のメモについては、保有個人情報ではなく、開示請求の対象とならないとする実施機関の説明に不自然な点は見られない。

また、念のため、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、請求内容7に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

したがって、請求内容7について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 異議申立人の主張する最高裁判例について

上記キの(ウ)で述べたとおり、当審査会の判断に影響するものではない。

ケ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。